

### 第33回大阪市屋外広告物審議会会議録

日 時：平成21年11月5日（木）

午前10時から午前12時

場 所：ヴィアール大阪 4階 ローザホール

出席者：（審議会委員）

舟橋会長、歌委員、悦委員、岡委員、小坂委員、小嶋委員、塚脇委員、西川委員、  
細田委員、丸岡委員、山崎委員、吉田委員  
（本市側）

勝田建設局理事、藤原管理部長、橋本路政担当課長、東地路上違反物件担当課長、  
石川路政担当課長代理、林路上違反物件課長代理、牧田担当係長（路政担当）、  
中山担当係長（路上違反物件担当）

#### ●橋本路政担当課長

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます 建設局 管理部 路政担当課長の  
橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本題に入る前に、まず、傍聴者の方に注意事項を申し上げます。

- ① はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないでください。
  - ② 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないでください。
  - ③ 飲食又は喫煙をしないでください。
  - ④ 携帯電話などは、受信音等をださないでください。
  - ⑤ 写真撮影、録画、録音等は行わないでください。
  - ⑥ 会議開催中は、静かに傍聴し、発言、拍手等により公然と意見を表明しないでください。
  - ⑦ その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となるような行為をしないでください。
- 以上の内容に違反されたときは注意を致します。なお、これを改めていただけない場合は、退場していただく場合がございます。

それでは初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

なお、議事録作成のため審議会での発言を録音いたしますので、ご了承願います。

次に、本日出席の委員の方々をご紹介します。

ご着席の順にご紹介をいたしますので、お手元の名簿をご参照ください。

なお、前回の審議会以降、新たに、大阪府 住宅まちづくり部長の吉田委員及び、大阪府警察本部 生活安全部長の小嶋委員に、本審議会委員にご就任いただいております。

(委員の紹介)

私の正面中央から、

舟橋会長でございます。

続きまして、左手奥から、

細田委員でございます。

塚脇委員でございます。

小坂委員でございます。

小嶋委員の代理の、大阪府警 生活安全部 保安課長補佐 多久様でございます。

続きまして、私の正面右手奥より

西川委員でございます。

岡委員でございます。

山崎委員でございます。

悦委員でございます。

吉田委員の代理の、大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 課長補佐の 森下 様でございます。

丸岡委員でございます。

なお、今竹委員、荏原委員、木多委員につきましては、本日所用のため、ご欠席でございます。

また歌委員におかれましても、本日所要のため若干遅れられておりますけれども、間もなくご到着いただけたと思います。

続きまして、本市の出席者を紹介いたします。

建設局理事の勝田でございます。

建設局管理部長の藤原でございます。

路政担当課長代理の石川でございます。

路上違反物件担当課長の東地でございます。

路上違反物件担当課長代理の林でございます。

路政担当係長の牧田でございます。

路上違反物件担当係長の中山でございます。

そして、私は、路政担当課長の橋本でございます。

それでは、建設局 理事の勝田より、ご挨拶申し上げます。

## ● 勝田建設局理事

建設局理事の勝田でございます。

本来でございましたら、建設局長が参りまして、ご挨拶申し上げるところでございますが、本日、公務のため、どうしても本審議会に出席することができませんので、私の方からご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらず、本日の審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素より大阪市政について、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、屋外広告物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、これまでの規制強化の一方で、規制緩和についても検討が求められております。

大阪市といたしましては、これらに適切に対応していく必要がありますが、対応策の検討に当たっては、良好な景観形成や公衆に対する危害の防止といった法律や条例の趣旨を損なうことのないよう検討していくことが、大切であると考えております。

また、昨年3月に、道路占用の規制緩和に関する国土交通省の通達が出されたことから、本市にも、広告物の禁止地域や禁止物件に、イベントの事業費や維持管理費に充てるため、広告物の掲出を認めて欲しいといった、規制緩和の要望が寄せられております。

一方では、市内には違反広告物が数多く掲出されており、景観上の観点だけでなく、安全なまちづくりの観点からも、その対応に苦慮しているという実態もございます。

前回の審議会では、「公共施設等にかかる屋外広告物の規制のあり方」等について、部会においてご検討いただくようお願いいたしておりました。本日は、部会から検討結果の報告を受けていただいた上で、これらの議題について、本市を取り巻く状況を踏まえ、様々な角度から、ご審議いただきたいと考えております。

どうぞ、皆様方のご指導、お力添えを賜りますように、お願いを申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

(歌委員が到着される。)

#### ● 橋本路政担当課長

ご紹介させていただきます。歌委員でございます。

それでは、まず冒頭に「屋外広告物審議会規則の一部改正」について、ご報告いたします。本年3月の審議会において、「検討部会設置要綱」に基づき、審議会部会を設置させていただきましたが、その後、屋外広告物審議会規則を改正いたしまして、部会に関する規定を新たに設けさせていただきました。

それでは、以降の議事進行につきましては、舟橋会長をお願いいたします

● 舟橋会長

おはようございます。本日のご審議どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会の議事録は後日、大阪市ホームページで公開いたしますので、議事録の確認を委員の輪番でお願いすることとし、今回は岡委員にお願いしたいと思いますが、ご同意いただけますでしょうか。

(岡委員 了承)

それでは、早速ですが議事に入ります。

本日は、2つ議事がございます、一つ目は会議次第2の(1) 公共施設等への屋外広告物の規制のあり方について、二つ目は(2) その他としまして、電柱広告の許可基準の見直しについてです。

この2点につきまして、今まで部会の方で検討していただいておりますので、その結果を事務局の方からご説明願いたいと思います。よろしくお願いします。

● 石川路政担当課長代理

建設局路政担当課長代理 石川でございます。前回3月に審議会を開催させていただきまして、具体的な検討については部会で行う旨ご了承いただき、現在に至るまで6月・8月・9月と3回に渡って部会で検討を重ねていただきました。その結果につきまして、ご報告させていただきます。

「屋外広告物審議会部会検討結果について」をご覧ください。

まず背景ですが、国の規制緩和の流れの中で、道路上の広告物について「地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取り扱いについて」という通達が平成20年に出されるなど、広告物を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。

これは、道路は通行するためにあるため、道路への物件の設置は必要最小限しか認めないという道路法の考え方を緩和するもので、特に広告を出すことへの制限を規制緩和するものです。ひとつは、地域の活性化等への取組としてのイベントの実施に必要な費用の一部に充てるために広告の設置を認める。もうひとつは、道路利用者の利便性の向上につながっている街路灯やアーケードの維持管理費用や、営利目的でない地域活動、例えば清掃活動・美化活動に充てるための広告の設置を認めるということです。

大阪市においても地域活性化やまちづくり活動を推進するために、公共空間へ広告物を出したいという要望があるとともに、地方公共団体の厳しい財政状況から財源確保のために庁舎等へ広告物を出したいという要請がなされています。

こうした規制緩和の動きの中で、屋外広告物法の目的である「良好な景観の形成及び風致の維持、公衆に対する危害の防止」という規制の趣旨を踏まえた上で、屋外広

告物の取扱について検討をしていただきました。

また、他都市の実態や社会情勢も踏まえて、基準の見直しや新たに必要な規制等についても検討いただきました。

具体的な検討事項につきましては、次につけておりますA3判の資料、一覧表をご覧ください。

まず、アの道路照明灯へのバナー広告の掲出についてご説明いたします。

現在の取扱は、道路照明灯が本市屋外広告物条例の広告を掲出してはいけない「禁止物件」にあたるため、広告の設置は認めていません。ただし、本市が主催するイベントの周知バナーには、5分の1の大きさまでイベントの協賛企業名及びロゴマークの表示を認めています。これは、イベントの周知が公益上やむを得ないものにあたるとして、屋外広告物条例第7条第1項第2号の「適用除外」の項目で可能としています。

道路照明灯へのバナー広告は、国の通達の「地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とするイベントについては、広告物の掲出を認める」という項目にあたります。

部会での検討の結果、「検討結果の概要」の(1)国の通達に基づく取扱に準じて、試行実施を行うものとして、「2年間程度試行的に実施し、その状況を検証した上で、本格実施する」「本格実施後、施設の維持管理費用等に充てるための広告の設置についても段階的に検討する」という結果になりました。

また、検証は、事務局が中心となって別途設置する予定である検討機関、これは国の通達で広告物の取扱方針を策定するために設置できるとされています「協議会」にあたるものですが、この機関が実施する検証結果を、事務局から審議会に報告をすることとなっています。

また、本格実施時は、条例改正が必要と考えています。

次に、A3の一覧表のイをご覧ください。

広告の設置制限をしている物件（商店街の所有する街路灯やアーケードなど）への広告掲出についてです。

街路灯は、道路管理者つまり大阪市が設置する道路照明灯とは異なり、商店会が設置するものです。

現在は、街路灯には占有者名の表示しか認めておりません。また、アーケードには商店街が行う「大売出し等商店街の商業活動のPRにかかるもの」で臨時的に設置するものしか認めていません。先に説明しました道路占有許可にあたっては、道路法の趣旨に基づき必要最小限しか設置を認めないということから、このような取扱をしています。

しかしながら、今回の国通達では、道路を管理する者以外が設置する道路利便施設の整備や維持管理に必要な費用への充当を目的とするものへの広告物の道路占有を認め、また、地域活性化等公共的な取組に要する費用への充当を目的とするイベント

等についての広告物の道路占用を認めるとなっています。これを踏まえて、検討をいただき、アと同様「2年程度試行的に実施し、その状況を検証した上で、本格実施を行うこととなりました。検証については、アと同様とします。

また、イで想定している物件は、屋外広告物条例で広告を掲出できない禁止物件になっておりませんので、本格実施にあたっては屋外広告物条例の改正の必要はありません。

次にウの大阪市役所本庁舎や区役所等への広告の掲出についてです。

官公署が屋外広告物条例の広告を出してはいけない「禁止地域」にあたるので、広告の設置はできないが、ア同様「本市が主催するイベントの周知横断幕については、イベントの周知が公益上やむを得ないものに当たるとして掲出を認めています。

官公署等は、道路上でないの国に通達の範囲外ですが、公共的な施設であるという共通点があるため、同様に検討をいただきました。これについてもアと同じく、地域活性化を目的とするイベントに伴う広告について、2年程度試行的に実施し、その状況を検証した上で、本格実施とすることとなりました。検証については、これもアと同様とします。本格実施にあたっては、条例改正が必要と考えています。

以上アからウの3点が、2年間程度の試行実施を行い、その結果を検討した上で、本格実施につなげるものです。

また、その他事項としまして、エの歩道橋への広告の掲出についてというのを検討いただきました。

歩道橋は屋外広告物条例で禁止物件にあたり、広告を設置できませんが、例外的に屋根付の構造になっている連絡通路的なものの内側には設置を認めています。これは、屋根付という構造が、禁止物件とした橋の想定外であるという解釈からですが、部会で検討いただいた結果、歩道橋の維持管理費用等に充てるための広告について、歩道橋の内側は掲出可能とすることとなりました。歩道橋の外側は交通上の支障となる可能性があり掲出できませんが、内側部分は禁止の範囲外であるという解釈から条例の改正も不要と考えています。

以上アからエの4点が、規制緩和という観点から検討いただいたものです。

それらとは別に、従来の規制の見直しとして、オからクの事項についてご検討いただきました。

オの禁止物件、禁止地域における自家用広告物の規制についてですが、現在、学校や体育館等、条例で広告物の掲出禁止地域となっている場合、自家用広告物つまり施設名称や行事の周知などについても7㎡を超える大きさの看板の設置ができないこととなっていますが、施設そのものの規模を考えると7㎡という規制が現実的なものとは考えられないことから、自家用に限っては許可基準をクリアした広告の申請をすれば出すことができるようにするという検討結果をいただきました。

続きまして、カの人、動物に表示される広告物の取扱についてですが、条例では規定がないので、国のガイドライン、標準条例にならって、規制の対象外として適用除

外とするという検討結果をいただきました。

次のキの電柱の巻付広告について、現在の規制である地上からの高さ 2.3m以上、看板の縦の寸法 1.2m以内というのを、大阪府での基準に合わせて、高さ 1.9m以上、看板の縦の寸法 1.5m以内とすることとなりました。

オとカについては、条例改正が必要となりますし、キについては規則改正が必要となります。

その次が、新たな広告物に対する規制ということで、輝度の高い照明や LED 等を使った広告物の規制についてご検討いただきました。

眩しさという主観的なものに明確な基準がないこと、屋外広告物条例で規制すべき事項かどうかも含めて、他都市の状況や技術面など情報を収集し、どのような規制が可能か等引き続き検討をすることとなりました。

また、進め方に対する意見としまして、

- ・試行的に行う項目については、通達にあるように関係機関で協議会を設置し、景観への影響や安全性への配慮を考慮した検討を十分に行って実施すること。
- ・試行実施の結果について、上記協議会で検証を行い審議会へ報告すること。
- ・違反広告物の実態調査・対策についても引き続き取り組むこと。

の3点をいただきました。

部会の検討結果は以上です。

次にA3の資料の次にあります、「(仮称) 公共的な取組みとしての広告物掲出審査会について」という資料をご覧ください。

国の通達にあります協議会を別途、公共的な取組としての広告物掲出審査会として検討しています。主に道路占用の観点からの組織なので、屋外広告物審議会とは別に設置を予定しています。

審査会の構成メンバーとしては、事務局を道路管理者でもあり屋外広告物の担当部署でもある建設局路政担当で行い、景観担当部署、道路管理者として国道事務所、交通管理者として大阪府警察本部を想定しています。また、案件に応じて、イベントなどの取組を行う関係部署として大阪市の中のまちづくりを担当する部署や経済局、市民局、区役所、ゆとりとみどり振興局などを考えています。

審査会の流れとしましては、①四角で囲った《広告物の取扱方針で定める事項》の項目など基本的な取扱方針を策定します。次に②具体的な取組について事前協議を受け、③関係部署が出席した審査会でその内容を検討、④取扱方針に適合・掲出の可否を判断し、申請者に通知、⑤申請者は必要な手続きを各部署に対して行い、⑥広告を掲出したイベント等を実施、⑦実施状況を検証し、必要ならば取扱方針を変更する、というふうに進めていきたいと考えています。

試行実施終了後には、試行実施の結果をまとめます。

事務局は、途中の実施状況について屋外広告物審議会に報告し、試行実施終了後は本格実施を審議会に諮ることとなります。

以上で「屋外広告物審議会部会検討結果」の報告と「(仮称) 公共的な取組としての広告物掲出審査会」についての説明を終わります。

● 舟橋会長

ありがとうございました。前回の審議会から今までの間に、計3回の部会を開催いたしましたが、部会のメンバーから今の報告事項について、何か補足事項することはありませんか。あればまた後ほどお願いいたします。

部会のメンバーの方は、中身をよくわかっていらっしゃるかと思いますが、それ以外の委員さんは意見というよりも、ご質問から伺って参りたいのですが。

● 岡委員

この審査会というのは、どこの部分の議論をする位置づけなのでしょうか。

● 石川路政担当課長代理

A3判の資料で言いますと、ア～ウについて検討をいただくことになります。

● 舟橋会長

試行実施をするにあたって、基準を決めたり、その結果を検証するチェック機関ということですね。

● 丸岡委員

このアについては、イベント限定で試行実施を行う一方、イの商店街の方については、イベントに限定せず、維持管理まで行っていくという違いがありますが、このことについて、何か理由がおありなのでしょうか。財政状況が厳しい中で、試行実施をするわけですから、道路照明灯についても、維持管理費に充当することも考えればいいと思うのですが。

また、広告の掲出内容ですが、アもイも同じような書きぶりになっていますが、イベント時に限定される広告と、維持管理費充当を目的としたものとは、違いがあるのではと思いますが、どうでしょうか。

それともう一点ですが、アの道路照明灯への広告物の設置者のうちのiii)の「地方公共団体が支援するイベントの実施主体」とありますが、この「支援する」という言葉の意味が曖昧だと思うのですが、何か明確な基準はあるのでしょうか。

● 石川路政担当課長代理

道路照明灯に広告をつけて維持管理費を捻出することにつきまして、道路照明灯を管理している部署から要望が上がってきていないという背景がまずあります。道路照明灯は商店街の街路灯と違いまして、公的なものであるということと、数も相当数あ

りますので、まずはイベント時に限定して試行的に広告物の設置を行い、その結果を見て、段階的に維持管理費の充実に繋げていければと考えております。

2点目の広告の内容についてですが、現在、道路照明灯へのバナー広告について、イベントの協賛企業名とロゴについては掲出を認めておりました。ただ、企業名とロゴだけでは、なかなかスポンサーが見つからないという現状がありまして、試行実施をするにあたっては、商品名まで認めることとしております。

街路灯については、現在は商店会名とそこに加入されているお店の名前しか表示を認めておりませんでした、今回はその他の広告まで認めていこうとしております。

この掲出内容の緩和については、道路照明灯と街路灯で区別する必要はないと考え、同様の基準としております。

3点目の「支援する」という言葉の意味ですが、この表現は、国の通達にあった表現をそのまま用いております、明確な基準があるわけではございません。現段階で想定しているものとしましては、地方公共団体が共催や後援という形態で運営していくようなものがあります。

広告物の設置者として挙げております i) の地方公共団体は明確だと思います。ii) の協議会方式の例としまして、最近大阪で開催しておりました「水都大阪 2009」というイベントがあるのですが、大阪府や大阪市が他の団体と協議会というものを結成して、開催しておりました。

ただこれだけに限定すると門戸が狭くなりますので、iii) の「支援するイベント」としてよりたくさん設置主体のご希望に添えるようなかたちにしています。実際には審査会に諮って、どの程度、地域の活性化に関わるものなのかなどを審査し、掲出の可否を決めて参ります。

ひとまずは広く捉えた上で、具体的には審査会で絞っていきたいと考えております。

#### ● 舟橋会長

ありがとうございました。他に何もなければ、大阪府の方でも、同様の条例改正をされたと伺っておりますので、本日お越しいただいております森下様からご説明いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

#### ● 吉田委員（代理：森下氏）

それでは私の方から、大阪府の屋外広告物条例及び施行規則の改正についてご説明いたします。

前回の大阪市の審議会場で、大阪府についても同様に条例改正を進めておりました、府の審議会場で議論いただいておりますとご説明させていただきました。具体的には、今年の 11 月 30 日の審議会において諮問いたしまして、今年の 6 月 15 日に答申をいただいております。

A 3 の資料をご覧ください。資料の右側に「見直し方針、条例・規則改正の内容」

とありますが、【1】の表示制限区域の追加に関しては、大阪府の景観計画に関わるものですので、今回は割愛しまして、大阪市さんの改正に関連のあるものについてご説明いたします。

【2】の公共施設等への屋外広告物の掲出緩和ですが、大阪府でも大阪市と同様、ほぼ国の通達どおりに条例の改正を行っております。この9月議会で承認をいただきまして、10月30日に公布・施行しております。条例の新旧対照表をご覧ください。第8条に適用除外の規定があるのですが、一定のものについては、この条例の適用を除外するとして、広告物の掲出が禁止されている場所や物件にも掲出できるとしております。改正前は、この適用除外に当たれば許可不要というものもあったのですが、今回、特段の目的で規制を緩和しますので、新たに第8条の2を追加し、許可制とすることにしています。

A3資料の【2】の①、「地域住民が主体の活動」に充当するものを規定しているのが、条例第8条の2第1項の第1号となります。これは国の通達に準ずるものです。これとは別に、②としまして、「地域の道路環境向上のため、公共が行う道路施設の整備・維持管理」に充当するものとして条例第8条の2第1項の第2号に規定しました。これは大阪府の道路部局から、道路施設の維持管理に充当したいとの要望を受け、府独自で策定したものです。今回の通達には盛り込まれておりませんが、広告物掲出により賑わい等が創出され、ひいては通達の趣旨に繋がるであろうとのご意見も審議会においていただいております。

その他、府独自の規制緩和がございます。第1号のイベントにかかる規制緩和に関連するものなのですが、資料【2】の①の※印に、「沿道の公共団体管理の公園や公共建築物敷地内に掲出されるものを含む」とあります。国の通達は道路敷地内のことに限られていますが、沿道に公共団体が管理するような土地があれば、道路内と同じように扱い、規制を緩和しようというものです。これは、公共団体が地域の一員となって参加し支援することで、地域の一層の活性化を図れるのではないかとの思いからです。

資料の【3】の電柱広告の表示制限内容の見直しについてですが、改正内容は先ほど大阪市さんからご説明のあったとおりです。大阪府においては、昭和30年代から電柱に添加する広告について規制をしております。その頃から電柱管理者、屋外広告物、道路占用は全て基準を統一しておりました。今回、電柱管理者の許可基準が緩和されましたので、それに合わせるかたちで屋外広告物の基準も改正した次第です。

A4判の「大阪府屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正について」という資料は、一般の方へ周知するため、窓口で配布しているものを参考に添付いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 舟橋会長

ありがとうございました。大阪府さんの動きをご参考にいただきまして、大阪市の部会案につきまして、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

● 小嶋委員（代理：多久委員）

大阪府警では、大阪府さんの改正のときにも協議をさせていただいておりまして、その場でも同様のことを申し上げたのですが、警察としましては、やはり道路空間に広告物をつけることが交通上の支障にならないか、また捜査上の支障とならないか、悪質な業者に利用されることはないかを特に懸念しています。

また、性風俗関係や悪質な金融関係の広告であったり、記載内容に不当な表示があったり、射幸心を煽るような内容であったりした場合、子供や女性、高齢者などのいわゆる社会的弱者が犯罪に巻き込まれるようなことがないかとも思っております。

今後具体的な運用については、審査会で決定されると思いますが、警察は交通管理者としての立場はもちろんのこと、他の法令に違反していないか等、各種犯罪の抑止という観点からも検討したいと思っております。従いまして、この審査会に交通管理者という立場だけでなく、犯罪の抑止という観点からも加えていただけたらと思っております。

● 石川路政担当課長代理

今回、この資料で警察さんを交通管理者として挙げておりますのは、あくまでも国の通達の記載に則っているためで、審査会に入っただけののあれば、是非ともお願いしたいと思っております。

● 舟橋会長

確か、屋外広告物法では、広告物の内容にまでは立ち入ることはできなかったように思いますので、今回ご懸念されていることは、他の法律との関係性ということですね。表現の自由との兼ね合いもあり、非常に慎重な取扱いを要する部分ではあると思いますが、審査会にご出席された際には、この審議会でもいただいたようなご意見も踏まえて、審査いただければと思います。

他にご意見等ございませんでしょうか。

● 丸岡委員

行財政改革が行われ、どこも財政状態が厳しい中、あるものは活用していこうという流れがございます。先ほど、道路照明灯については、イベント実施時期に限ってということでご説明いただきましたが、市の姿勢としまして、維持管理費用充当も視野に入れるべきであると思います。

● 橋本路政担当課長

道路照明灯と街路灯を区別しておりますのは、条例上、道路照明灯のみ禁止物件になっていることと、道路照明灯は行政が作っているものなので、より厳格に取り扱うべきで、段階的に緩和していこうと思っております。

● 丸岡委員

試行実施ですから、条例改正等はしなくていいのですよね。だからこそ何が問題かを明確にするためにも、試行実施の間にいろいろやってみるべきだと思います。

● 藤原管理部長

丸岡委員のおっしゃるとおり、本市も大変厳しい財政状況にございます。今回の試行実施の目的は、このような公共施設や公共空間を利用することに対して、市民の皆様の反応をうかがうというものでして、この結果を踏まえ、行政資源をより広く活用するということも視野に入れて、臨んで参りたいと思っております。

● 舟橋会長

他にご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

● 西川委員

今回の地域活性化に資するという目的や趣旨、またその具体的な運用方法はおおよそわかるのですが、商品名の掲出を認めるというところで、審査方法などの具体的なイメージがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。今までのように社名とロゴマークまでという基準であれば、統一がとれますが、商品名まで認めるとなると各社によって幅が出てくると思います。それに審査会が1件1件審査されるのかというところが気になるところです。

それともう一つ、このような公共的な施設や建物は、ある程度文化性というものがあると思います。その一方で、今の時代に見合った活性化等をどう調和させていくのか、この辺りのお考えを伺いたいと思います。

● 石川路政担当課長代理

具体的な基準については、審査会で検討していくことになりますが、例えば、広告物の表示の中にイベント名を入れるとか、「この広告物は、このイベントの費用に充当されます」等の表示を広告物に入れるとか、また、全面を広告にするのではなく、一部分だけを広告として使用する等の方法もあるのではないかと考えています。ただ、企業がどんな広告を出されるかはやってみないとわからない部分が多く、審査会で個別に審査していくのが適切かと考えています。

二点目についてですが、官公署の建物は、中立性や公平性を保持しなければなりませんし、その機能貫徹するため、美観の向上にも努めるべきだと考えております。

ですので、まずはイベント期間中に限ると期間を限定して、市民の皆様の反応を見させていただきたいと思っております。また、どのような目的のために使われているかを広告物に明記するなど、表示の方法等も工夫していきたいと思います。

● 舟橋会長

ありがとうございました。ファイルに綴じています資料の6に、「バナー許可事例等」ということで、いくつか例が挙がっていますね。

● 石川路政担当課長代理

資料1 ページ目のものは、実際に掲出された事例なのですが、企業名とロゴまで認めております。阪神なんば線のもは、鉄道という一定の公共性が認められるということで、開通日や開通する区間等も掲出を認めております。

2 ページ目は、掲出には至らなかったのですが、新商品の発売に合わせまして、このように商品の写真を入れたいとのご要望があったものです。

3 ページ目は、市庁舎への広告掲出のご要望があった事例ですが、これも掲出には至っておりません。

● 舟橋会長

なるほど。よくわかりました。他にご意見等あれば伺って参りたいのですが。

● 塚脇委員

A3の表のオに関連してお伺いしたいのですが、今回、学校や体育館などの禁止地域にある広告物について、7㎡以上のものも認めていこうということですが、これに伴って、禁止地域以外のところの適用除外の基準を緩和しようとお考えということではないのですか。

● 石川路政担当課長代理

現行の条例では、学校や体育館などの禁止地域内においては、7㎡を超える広告物は一切掲出できないことになっています。近年、学校の施設等も大型化し、それに伴い校名表示も7㎡を超えるものが散見されるようになっていきます。こういったものを、許可制にすることにより認めていこうとするものですので、適用除外規定の基準を緩和するという趣旨ではございません。

● 舟橋会長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

● 岡委員

いくつかお伺いしたいのですが、歩道橋の内側に設置する広告物についてですが、歩道橋の内側というものは、外側から非常に確認しづらいため、何が起きているかわかりにくく、一つ許可をしてしまうと他のものを誘発するのではないかという懸念をしております。そこをどうお考えなのか、また部会でどんな議論をされたのか伺いたと思います。

二点目に、学校や体育館などの禁止物件への広告の規制を緩和するということですが、現在、大学も財政的に厳しい状況にあり、私の勤める大学でもどんどん広告が大きくなってきています。そんな中で、規制の緩和をしてしまえば、歯止めが利かなくなるのではという不安があります。どのような仕組みで禁止地域というものを定められているか伺いたと思います。

最後に、電柱の巻付広告についてですが、単純に小さいほうがいいのではという気がするのですが。大阪府での規制緩和に追従される意図をお聞かせいただきたいと思います。

#### ● 石川路政担当課長代理

まず、歩道橋への広告物ですが、これは歩道橋の維持管理費に充当されるもので、行政側が事業として行っていこうと思っておりますので、懸念されているようなものは出てこないのではないかと事務局では考えております。また、勝手に貼られてしまうビラのような広告物については、簡易広告物として従前と同様に禁止の扱いとします。

二つ目の禁止地域についてですが、禁止地域は条例の第4条で定めております。第4条第1項で、禁止地域としまして、広告物をつけられない地域を規定しております。また、第4条第2項で禁止物件として、広告物をつけられない物件を具体的に書いてあります。学校は第1項の禁止地域にあたり、学校の敷地内を広告物をつけてはならない地域としております。

また、第7条で適用除外としまして、この禁止規定の適用が除外されるものを定めています。この第7条第1項第3号で、自己の氏名や名称などを自己の敷地内に表示するもの、いわゆる自家用広告物について、屋外広告物条例施行規則の中で、7㎡までのものを除外とすると細かく規定しています。

現行の条例では、学校等には7㎡を超える広告物は施設名称であっても表示することはできません。しかし近年は、学校の建物も大型化されており、施設名称などの表示をその規模に見合う大きさにすれば、7㎡を超えてしまうという事例が多々あります。このようなものに対して、ちゃんと許可をしていきたいというのが今回の趣旨です。当然、大阪市全域にかかる一般の許可基準の範囲内ということになり、何でもOKというわけではございません。

最後の電柱広告についてですが、部会で現行基準の場合と、基準を緩和した場合の写真を見比べて検討いただいたのですが、その際に、そう変わらないというご意見を

いただいたことが一つと、できれば、府下一律の基準で運用していきたいという思いがございます。広告を掲出されている方からしますと、府下のみならず、他府県ともできるだけ基準を合わせてほしいとのご要望もあります。資料集の資料7にもありますように、大阪府下の基準は他府県と比べて厳しいものとなっております。また、国のモデル条例でも地上高1.2m以上、縦の大きさ1.5m以内となっております。これで少しは、他の府県さんと足並みを揃えられるのではないかと考えております。

● 舟橋会長

電柱は、電力会社の持ち物ですよね。当然、電力会社側の基準もあって、今回それが緩和されたので、そこに合わせるというようなイメージですね。個々の基準がバラバラより合わせておいた方がいいだろうという考えですね。

● 吉田委員（代理：森下氏）

電柱広告について、大阪府での経過をご説明させていただきます。岡先生がおっしゃたように景観上どうなるのかという議論が大阪府でもございました。大阪府では、景観にも配慮していくという観点から、地色規制の強化も同時に盛り込んでいます。従前は信号機と紛らわしくないように、赤と黄色以外の色のみ使用可ということでしたが、今回改正するにあたり、審議会の先生方の意見等も踏まえ、地色について白または低彩度色を用いることとしています。

● 舟橋会長

大阪市では、看板の地色規制はあるのですか。

● 石川路政担当課長代理

電柱広告に限らず、地色規制を設けている規定はありませんので、このまま色規制は無しで行こうと考えております。

● 舟橋会長

なるほど。電柱広告と他の広告物を切り分けて考えるのが難しいということですね。

● 吉田委員（代理：森下氏）

大阪府はもともと色規制の項目がありましたので、そのようにしています。

● 舟橋会長

なるほど。よくわかりました。それでは他にご意見ございませんでしょうか。なければ、色々ご議論いただきましたが、部会からの案は、大きく修正するところはないということですのでよろしいでしょうか。維持管理費への充当についてご意見いただきまし

たが、これも視野に入れたかたちで試行実施を行っていく、また、審査会については、大阪府警さんが、道路管理者としてだけでなく、生活安全の面でもご参加いただくということになりましたが、資料に大きく手を加える部分は特に無いかと思うのですが。

(一同、同意)

それでは、この部会案について、審議会として、原案のとおりと決定したということにさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項がありますので、よろしくお願いいたします。

●橋本路政担当課長

ありがとうございました。それでは報告事項に移らせていただきます。

まず初めに、「長堀通広告物景観形成地区内におけるバスシェルター広告の取扱について」のご説明をさせていただきます。

●石川路政担当課長代理

それでは、「長堀通広告物景観形成地区内におけるバスシェルター広告の取扱について」を説明します。

長堀通は平成12年12月1日に広告物景観形成地区に指定し、基本計画を策定しました。資料集の資料8に長堀通の広告物のあり方について、基本目標や許可・誘導基準が書かれたパンフレットを用意しておりますのでご参照ください。

この許可基準と誘導基準に合った広告を出していただくために、許可申請の前に、本日は欠席されていますが、審議会委員である今竹先生に意匠を見ていただいて、審査を通った広告の掲出を許可しています。この基準はバスシェルターへの広告のような道路上の広告物を想定していないので、平成19年から大阪市交通局で実施しているバスシェルターへの広告の掲出に対する審査基準は定められていません。

今年度長堀通にも広告付シェルターの設置をしたいという申し出が交通局からあり、今竹先生にご相談した結果、現在ある誘導基準を大きく逸脱しないように誘導するのが望ましいというご意見をいただき、取扱（案）のと通りの運用としますので、ご報告します。

一点目に、街並みのイメージに合わせた「美しく洗練された広告デザイン」とすることで現在の誘導基準から逸脱しないようにします。

またもう一点は、バス乗降の機能と安全を視覚的に妨げない画面とすること。具体的には、乗客の注意力を散漫にさせる恐れがある高彩度色の乱用、複雑すぎる画面構成又は安売り広告に類する価格表示で欲望を刺激するもの等は避けること。という基準を策定いたしました。

具体的な運用方法なのですが、原稿決定から掲出まで1週間程度しかなく、掲出内

容も頻繁に変更されることから、3 ヶ月ごとに上記基準への適合を建設局で確認し、意見等があった場合には、以降の広告に反映させるように指導する、という方法をとらせていただきます。

なお、交通局でも審査基準を持っており、適合した広告のみ掲出するとなっております。

以上簡単ではございますが、報告させていただきます。

● 舟橋会長

ありがとうございました。長堀通地区に関して、優れた景観にしようと努力されておられるわけですが、バス停の広告については明文化された規定がないのですね。このバス停広告は、バス停の設置から管理まで広告業者さんがされるのですか。

● 石川路政担当課長代理

書類の作成から申請手続き、施工に至るまで、業者さんがされると聞いております。また、大阪だけでなく全国展開されておられまして、他の都市でも多数実績をお持ちのようです。

● 舟橋会長

なるほど。専門の業者さんがいらっしゃるわけですね。これは報告事項であり、議論する対象ではないのですが、ご意見等ございませんでしょうか。なければ、次の報告事項に移ってまいります。

● 橋本路政担当課長

続きまして、一般事務報告に移って参りたいと思います。資料の「一般事務報告」をご覧ください。

● 牧田担当係長（路政担当）

一般事務報告についてご説明させていただきます。

前回は平成 19 年度までご報告いたしましたので、今回は平成 20 年度を中心に説明させていただきます。

まず、1 ページの屋外広告物の許可状況についてですが、簡易広告物を除く広告物の許可状況をお示しいたしております。一番右の欄が平成 20 年度ですが、広告塔・広告板（地下街・地下道、バス停上屋、オーク・京橋プロム、通天閣）は 4,603 個、電柱等（消火栓添加を含む）は 21,448 個、その他の広告物（車体利用、バスロケ）は 4,805 個となっております。合計は 30,856 個で、過去 5 年間では、3 万件前後の許可状況となっております。

続きまして 2 ページには、簡易広告物等の許可状況をお示しいたしております。平

成 20 年は、アドバルーンは 81 個、広告幕は 109 個、立て看板は 0 個、はり紙・はり札は 0 個となっており、合計では 190 個となっております。

次に、3 ページの屋外広告物に関する取締状況についてですが、大阪市屋外広告物条例違反による平成 20 年度の検挙数は、25 件、30 人でございます。また、軽犯罪法による平成 20 年度の検挙数は、5 件、4 人となっております。

次に、4 ページの違反物件の除却実績の推移についてですが、まず、①の除却枚数は、はり紙、はり札・立看板等を合わせると、平成 20 年度は、57 万 2,277 件、5 ページの ②の違反広告物除却実施距離は、4 万 6,155 k m となっております。これは、平成 20 年度に工営所の直営除却体制を強化したことにより、前年度に比べ大幅に増加しております。

続いて、6 ページの置看板等の取締状況ですが、平成 20 年度は、③の置看板等指導状況は、6,511 件、④の置看板等除却状況は、2,065 個となっております。いずれも重点路線を設定し、取組みを強化したことにより、増加しております。

次に、7 ページの屋外広告業の届出状況についてですが、平成 21 年 9 月末現在で、大阪市での登録総数は 1 件、大阪府へ登録し大阪市へ特例届出している総数は 1,104 件となっております。なお、大阪府での登録総数は、1,431 件となっております。

また、屋外広告物講習会の修了状況ですが、大阪市開催の講習会の修了者は 1,956 人となっております。この講習会の修了者は、屋外広告業者が各営業所ごとに選任しなければならない業務主任者となることができます。

次に、8 ページの「かたづけ・たい」の活動状況についてですが、平成 21 年度 4 月では、①の認定団体数は 255 団体、②の認定活動員数は 4,970 人となっており、目標数の 5,000 人に概ね達したところでございます。

なお、③の活動実績としては、前年に比べ若干減少しておりますが、除却件数全体の約 14%にあたる 79,270 件の撤去を行っております。

一般事務報告は、以上でございます。

● 舟橋会長

ありがとうございました。何かご質問等ございませんでしょうか。

● 悦委員

3 ページ目の屋外広告物に関する取締状況についてなんですが、これはどういった取り締まりなんですか。

● 中山担当係長（路上違反物件担当）

他人の土地にみだりに立看板等を設置すると軽犯罪法違反となりまして、大阪府警で検挙した数を挙げています。

● 舟橋会長

他にご質問等ございませんでしょうか。なければこれで今日の審議は終了ということにいたします。

● 橋本路政担当課長

本日は、熱心なご議論をいただきありがとうございます。

今後は、本日のご議論を踏まえて、試行実施すべきものについては、試行実施の事務を進めるとともに、適宜、審議会にご報告してまいりたいと考えております。

また、規則改正が必要なもの等についても、手続きを進めてまいります。

それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。